

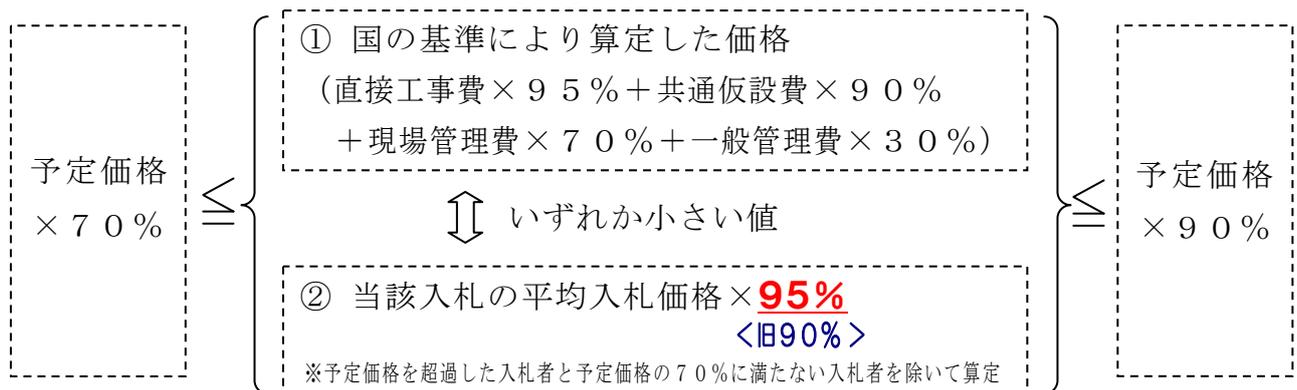
最低制限価格の算定基準の見直しについて

本市では、著しい低価格による入札の防止策としまして、工事請負の一般競争入札において最低制限価格制度を導入しているところですが、直近の入札状況を分析した結果、以下のようにその算定基準を見直します。

<見直し内容>

平均入札価格に乗じる率を90%から95%に見直します。

(参考図)



実施時期

平成23年1月公告分から実施

(その他)

低入札価格調査基準価格についても、同様の設定方法に改正します。ただし、②については予定価格を超過した入札者のみを除いて算定します。(指名競争入札については平成23年1月13日指名通知分から実施します。)

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課
Tel (052) 972-2326

最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

最低制限価格は以下のように算出します。

(1) 予定価格算出の基礎となった次の①～④の額を合計します。

①直接工事費×0.95

②共通仮設費×0.9

③現場管理費×0.7

④一般管理費×0.3

※①～④の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、①～④の額を合計した後に小数点以下の端数を切り捨てます。

(2) 入札者の平均入札額を求め、その額に 0.95 を掛けます。

※平均入札額を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらにその額に 0.95 を掛けた後に小数点以下の端数を切り捨てます。

(3) (1) または (2) のうちいずれか低い額が最低制限価格となりますが、次のような場合があります。

① (1) または (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.9 を超えるとき。

⇒ 予定価格×0.9 が最低制限価格となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。

② (1) または (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.7 に満たないとき。

⇒ 予定価格×0.7 が最低制限価格となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。